

2024年8月9日

長野労働局

局長 三浦 栄一郎 様



長野県労働組合連合会

議長 細尾 俊彦

長野市県町 593 Rinks593 3F

電話 026-217-9071

2024(令和6)年度 長野地方最低賃金審議会の答申に対する

異議申立書

労働者の労働条件の向上と国民経済の健全な発展に向け、真剣にご尽力いただいている委員の皆様にご心から敬意を表します。長野県最低賃金審議会は、8月5日、今年度の最低賃金の改定について、現行の948円を50円引き上げて998円にすると答申しました。真摯に検討を重ねられた結果であるとは拝察いたします。

しかし、これでは、物価上昇の後追いにすぎず、最低賃金近傍の労働者の生活改善には、つながらない答申です。審議のなかでも、「現在の最低賃金は最賃法1条、憲法25条の求める水準に達していない」(労働者側見解)との指摘がされています。

さらに一番高い東京との格差はそのまま、働き手の確保と地域経済の活性化という点において不十分な答申といわざるを得ません。

また目安額は労働者の生計費を重視したとしながら、データとして不完全な「標準生計費」のみを資料とし、答申ではその「標準生計費」についてすらふれられていません。長野県労連をはじめ、全労連と地方組織は、全国28の都道府県で「最低生計費試算調査」(約4万8千人)を取り組み、その結果から「8時間働けば人間らしく暮らせる」には、全国どこでも月額24万円(時給1500円)以上必要であることを明らかにし、厚労省や最低賃金審議会に対してもこのデータを採用すること、または同様の根拠ある調査・データを求めてきました。こうした調査を怠り、その一方で「事業の支払い能力」に付度し、大幅引き上げにブレーキをかけていることは看過することはできません。「価格転嫁の遅れ」を指摘するならば、まず全国一律制度を実現し、最低賃金を大幅に引き上げ、価格転嫁を促し、必要な中小企業支援をすべきです。

今回の目安額が全てのランクの引き上げ額を同額としたことは、地域間額差を広げた昨年の目安に比べ、一步前進したといえます。中央答申では、「地域間の金額の差についても引き続き注視する必要がある」と触れられているにもかかわらず、コロナ禍で目安額がでなかった2020年を除き11年連続で目安どおりの答申をしたことは、遺憾です。

今回の「答申」は、長野県弁護士会の声明(6月14日付け)が指摘している「地域間格差の問題」と「最低生計費試算調査の結果」を考慮しない結果であること。その結果、今日の物価高騰を十分に反映しない中央最低賃金審議会の「答申」に、準じただけであること。以上の理由から、最賃地方審議会としての主体性を失った「答申」と言わざるを得ません。

地域間格差が広がっている地方の実態は深刻であり、私たちの運動で2023年度に県内26の自治体で最低賃金の引き上げと「格差の是正」、中小企業に対する支援の強化を求める意見書が採択・趣旨採択され、その声は年々広がっています。今年もいくつかの県の県知事が最低賃金の引き上げの改善要望を表明し、地方政治の重要課題となっています。

昨年、地域間の格差解消を求める奮闘と運動の広がり、24の道県で目安を上回る改定額を実現させてきました。

以上の点から、長野県労働組合連合会として、今回の長野地方最低賃金審議会の「長野県最低賃金の改正決定について(答申)」について下記の異議を申し立てます。

記

1. 長野県最低賃金額を「50円引き上げ、998円とする」とした答申については不服であり、長野県の将来のためにも再審議を求めます。
2. 最低賃金の地域間格差の解消、全国一律最低賃金制などを展望し、最低賃金額を生計維持にふさわしい額へ引き上げることを求めます。
3. 景気浮揚・最賃引き上げにあたって、中小零細企業の支援策の具体化は急務の課題です。公益見解で述べられているように、政府・厚生労働省・関係各機関に対して有効な中小企業・小規模事業所の支援策をさらに強化・充実させることを求める意見を送付してください。
4. 異議に関する審議について、全て公開の場での審議を求めます。また、その際意見陳述の機会を保障してください。

以上

労働局長 様

**長野県の最低賃金948円を
すぐに1,500円以上へ引き上げること
を求める要請署名**

2023年8月9日提出

48 筆

累計 13,853 筆

長野県労働組合連合会

2024年8月20日

長野地方最低賃金審議会
会長 倉崎 哲矢 様

生協労連コープネットグループ労働組合
中央執行委員長 占部 修吾

2024(令和6)年度 長野地方最低賃金審議会の答申に対する異議申立書

令和6年8月5日に示された長野県最低賃金改定決定(答申)について、同年7月24日付で提出した意見書で示した考えに基づき、答申額が今日最低賃金に求められる水準に比して低額であることについて、次のように異議を申し立てます。

長野地方最低賃金審議会は、今年度の最低賃金の改定について現行の948円を50円引き上げて998円にすると答申しました。この最賃改定額は過去最高額ではあるものの、この間の物価高騰による生活の悪化を改善できる額ではありません。私たち長野県労連が2020年時点で行なった最低生計費試算調査では、長野市で20代の単身者が普通に暮らしていくためには「時給1,699円が必要」という結果も出ています。今回の998円という最低賃金額は、長野県における労働者が自立した生活を送れる水準には全くありません。

7月24日に中央最低賃金審議会が出した2024年度の改定目安額は、AランクからCランクまですべて50円とした内容でした。これに対し、その後の各地方最低賃金審議会では、現時点で目安額+8円の島根県を筆頭に、目安額+7円の鳥取県、目安額+6円の鹿児島県などと、中央最低賃金審議会が出した目安額に大きくプラスして改定額を決定する地方が続出しています。これは、目安通りの時給50円の引き上げでは、この間の物価高騰による生活の悪化を改善できないとの考えと、最大220円にまで拡大してしまった地域間格差を少しでも縮めなければ働き手の流出が止められない、と考える地方が増えたことの表れです。長野地方最低賃金審議会においても、働き手の確保と地域経済の活性化という点で中央の目安通りではなく地方最低賃金審議会としての独自性を発揮し、一刻も早く地域間格差の是正を求めます。

長野県で働く労働者の誰もが人間らしく暮らしていける最低賃金額となるよう、「2024(令和6)年度長野県最低賃金の改定決定について(答申)」について、再審議をお願いします。



以上

長 夕 発 16 号
令和 6 年 8 月 20 日長野労働局長
三浦 栄一郎 殿(一社)長野県タクシー協会
会 長 山 谷 恭 博

異 議 申 立 書

最低賃金法第 11 条第 2 項に基づき、令和 6 年 8 月 5 日付長野労働局一般公示第 114 号による長野県最低賃金に関して、以下の通り申し立てを行います。

【申し立て概要】

今回の答申は、998 円という実に 5%の急激な引き上げであり消費者物価を超え、昨年に引き続きの驚愕的な引上げであります。

これは、コロナ禍からの回復のままならないタクシー事業者にとって、大きな負担と考えております。

もとより、賃金の引き上げが実現し、経済の好循環により県民生活がより豊かになることは、万人が望むものであり、タクシー業界においても強く渴望するものであります。しかし、価格への転嫁が条件である大幅な引き上げは、タクシー事業者においては、認可運賃営業であるため自主転嫁は制度上不可能であります。

加えまして、今はコロナ禍からの回復途上であり、企業存続、雇用の維持を最優先するときと考えています。

ついては、今回の 5%の最低賃金の原資となるタクシー運賃改定が実施の暁に行われますよう、「6. 効力の発生日」について業界事情を踏まえた実施時期の特例等特段のご審議を賜りますようお願いいたします。

【申立ての理由】

タクシー運賃は、国土交通省による総括原価方式による運賃の設定となっております。

現在のタクシー運賃は、令和 3 年度実績を基に令和 4 年 12 月 23 日に申請し、令和 5 年 8 月 25 日に認可となったものであります。昨年度の最低賃金上昇 40 円分、今回公示された 50 円上昇については、当然現行運賃には転嫁されておらず、今後利用者のご理解を頂き運賃改定をする場合においても申請より 1 年間を要することとなります。

タクシー事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響による乗務員不足により令和元年比で需要が 7 割までしか戻らず依然厳しい状況となっております。更に燃料高騰もあり事業収支の悪化を招いています。



(写)

令和6年8月8日

長野地方最低賃金審議会

会長 倉崎 哲矢 殿

長野地方最低賃金審議会

特定最低賃金検討小委員会

委員長 倉崎 哲矢

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（報告）

当小委員会は、令和6年8月5日長野地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねた結果、長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第3号）及び長野県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第2号）について、改正決定することを必要と認めるとの結論に達したので報告する。

また、長野県各種商品小売業最低賃金（平成20年長野労働局最低賃金公示第5号）の改正決定について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかったので報告する。

なお、本件の審議に当たった当小委員会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員 倉崎 哲矢

沼尾 史久

労働者代表委員 櫻井 由紀夫

使用者代表委員

竹 村 進

山 口 正 巳

井 出 康 弘

聲 山 典 生

山 岸 章